

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 8 4 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
福祉総務課	<p>【関係法令】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【趣 旨】 複雑かつ多岐にわたる福祉施策に対応するため、附属機関である三田市健康福祉審議会の組織を改編し、新たに附属機関を設置等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 設置附属機関の見直し（第 2 条関係） 三田市健康福祉審議会に設置している 4 つの専門部会を新たに附属機関として 4 つの審議会を設置し、現行の三田市健康福祉審議会と合わせ、5 つの審議会とする。 また、現存する「三田市地域包括支援センター運営協議会」、「三田市地域密着型サービス運営委員会」の 2 つの附属機関を新たに設置する「三田市高齢者・介護審議会」に統合する。</p> <p>【施行期日】 平成 31 年 1 月 1 日</p>